

第 38 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 34 年足立区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改める。

第 15 条の 4 第 1 号中「100 分の 7.16」を「100 分の 7.17」に、「100 分の 53」を「100 分の 52」に改め、同条第 2 号中「4 万 2,100 円」を「4 万 5,000 円」に、「100 分の 47」を「100 分の 48」に改める。

第 15 条の 12 第 1 号中「100 分の 2.28」を「100 分の 2.42」に、「100 分の 53」を「100 分の 51」に改め、同条第 2 号中「1 万 3,200 円」を「1 万 5,100 円」に、「100 分の 47」を「100 分の 49」に改める。

第 15 条の 16 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 16 条の 4 第 1 号中「100 分の 2.34」を「100 分の 2.23」に、「100 分の 55」を「100 分の 54」に改め、同条第 2 号中「1 万 6,600 円」を「1 万 6,200 円」に、「100 分の 45」を「100 分の 46」に改める。

第 19 条の 2 各号列記以外の部分中「20 万円」を「22 万円」に改め、同条第 1 号ア中「2 万 9,470 円」を「3 万 1,500 円」に改め、同号イ中「9,240 円」を「1 万 5,700 円」に改め、同号ウ中「1 万 1,620 円」を「1 万 1,340 円」に改め、同条第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同号ア中「2 万 1,050 円」を

「2万2,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中「1万525円」を「1万1,250円」に改め、同号ウ中「1万6,840円」を「1万8,000円」に改め、同号エ中「2万1,050円」を「2万2,500円」に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。